

歯科点数等 Q & A

Q 1 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所（以下、か強診）でエナメル質初期う蝕に罹患している患者さんに対して管理を行う場合、歯科疾患管理料のエナメル質初期う蝕管理加算により行う必要があるか。

A 1 患者の状況に応じて、患者ごとにエナメル質初期う蝕管理加算またはフッ化物歯面塗布処置の「3 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」のいずれかを選択して差し支えありません。

なお、か強診の施設基準の届出を行う以前にフッ化物歯面塗布処置により管理を行っていた場合については、施設基準の届出後にエナメル質初期う蝕管理加算による管理に移行しても差し支えありません。

※ 歯科点数表の解釈（2022年4月版、社会保険研究所、以下、青本）p129 疑義解釈（平28.3.31「歯科」問3）